

# 税務調査で指摘されやすい 減価償却の実務ポイントQ&A

## 第15回 除却損の損金算入時期 —有姿除却

公認会計士・税理士 篠藤 敦子

Q

今期、製品Aの生産を中止したため、製品Aを製造していた機械も使わなくなりました。この機械は、製品Aの製造専用のもので、今後、再使用する見込みはありません。しかし、廃棄するためにはそれなりの費用を要するため、期末までに廃棄することはできないと思われます。

この機械の除却損は、実際に機械を廃棄する事業年度まで損金の額に算入できないのでしょうか。

A

この機械は、製品Aの製造専用のもので、今後使用される見込みがないということです。実際に廃棄されていなくても、除却損を当期の損金の額に算入することができます。ただし、除却損として損金の額に算入することができるのは、機械の税務上の帳簿価額からその処分見込価額を差し引いた金額です。

### 解説

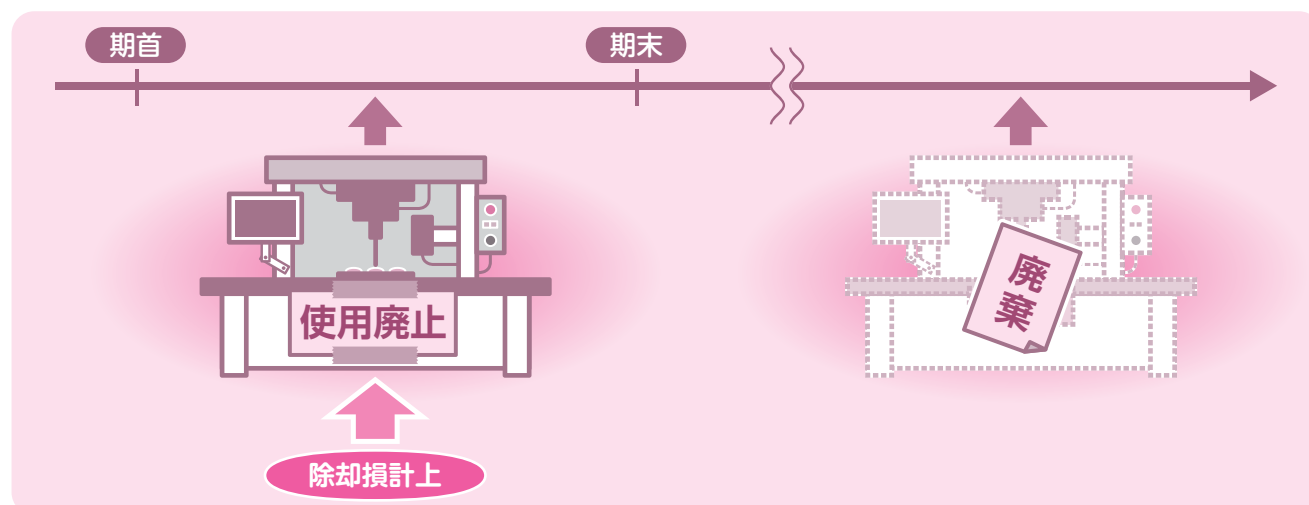
#### ① 有姿除却が認められる場合

固定資産を廃棄したときは、原則として、その資産の廃棄直前の税務上の帳簿価額を、廃棄した日の属する事業年度の損金の額に算入します。

しかし、実際に固定資産が廃棄されていなくても、すでに使用していないもので、将来の使用見込みがほとんどないような状況にある資産の場合には、除却損を損金の額に算入することが認められています。

この処理は、固定資産としての形を残したまま除却処理を行うため、**有姿除却**と呼ばれています。

#### ◆有姿除却のイメージ



有姿除却が認められるのは、次のような場合です。

- ① 使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
- ② 特定の製品の生産のために使われていた金型等で、その製品の生産を中止したことにより、将来使用される可能性のほとんどないことが明らかなもの

#### ② 本事例の検討

事例の機械は、当期末において使用しておらず、今後も使用する見込みがないとのことですので、有姿除却の対象となります。したがって、実際に廃棄していなくても、機械の税務上の帳簿価額からその処分見込価額\*を差し引いた金額を、除却損として当期の損金の額に算入することができます。

\* 処分見込価額：部品の一部や鉄くすなどの売却により得られる金額

#### 実務上のポイント

有姿除却の場合には、除却時期を客観的に証明する外部資料はありません。そこで、固定資産を使用しなくなった経緯や、今後使用する見込みがないと判断した理由などをまとめた書面を作成し、処理の根拠を明確にしておくことがポイントとなります。

なお、将来、再使用する見込みがある固定資産の場合には、有姿除却が認められないことはもちろんのこと、事業の用に供していない期間は、原則として減価償却の対象とすることもできません。

#### 著者紹介



しのとう あつこ  
篠藤 敦子（公認会計士・税理士）

名古屋出身。津田塾大学卒業後、平成5年公認会計士登録。大手監査法人を経て平成6年に篠藤公認会計士事務所（大阪市北区堂島）開業。企業の監査役を兼務している。